

令和6年9月5日

令和6年第3回貝塚市議会定例会会議事項

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
報告	13	令和５年度健全化判断比率報告の件	４
〃	14	令和５年度資金不足比率報告の件	４
〃	15	処分報告（損害賠償の額の決定）の件	５
〃	16	処分報告（損害賠償の額の決定）の件	５
〃	17	処分報告（令和６年度貝塚市一般会計補正予算（第５号））の件	６
〃	18	令和５事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団決算報告の件	10
〃	19	令和６事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画変更報告の件	17
議案	56	貝塚市景観条例制定の件	18
〃	57	貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	23
〃	58	貝塚市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	24
〃	59	保健・福祉合同庁舎外壁・屋上防水改修工事の工事請負契約を締結する件	24
〃	60	市道三ツ松白地線（三ツ松大橋）橋梁補強補修工事の工事請負契約を締結する件	25
〃	61	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について議決を求める件	25
〃	62	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について議決を求める件	26
〃	63	令和６年度貝塚市一般会計補正予算（第６号）の件	27
〃	64	令和６年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）の件	32

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
議案	65	令和 6 年度貝塚市病院事業会計補正予算（第 2 号）の件	35
認定	1	令和 5 年度貝塚市一般会計及び特別会計決算認定の件	36
〃	2	令和 5 年度貝塚市水道事業会計決算認定の件	36
〃	3	令和 5 年度貝塚市下水道事業会計決算認定の件	37
〃	4	令和 5 年度貝塚市病院事業会計決算認定の件	37

報告第 13 号

令和 5 年度健全化判断比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度決算に基づく貝塚市の健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.53)	— (17.53)	5.0 (25.0)	16.7 (350.0)

() の数値は、早期健全化基準

2. 令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書 (別 冊)

報告第 14 号

令和 5 年度資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度決算に基づく貝塚市の公営企業の資金不足比率を次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 公営企業資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
水道事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
病院事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定

() の数値は、経営健全化基準

2. 令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書 (別 冊)

報告第 15 号

処分報告（損害賠償の額の決定）の件

次の事件は、市長の専決処分事項に関する条例第2条の規定に基づき、専決処分したものである
で、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年9月5日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

損害賠償の額の決定の件

令和6年4月10日、本市消防本部水間出張所において、本市職員が、庁舎屋上に干していた消防
ホースを地上に下ろそうとした際に、誤ってホースを落下させ、隣接地に駐車されていた自動車にホ
ースが接触したことにより、自動車の一部を損傷させた事故について、次のとおり損害賠償の額を決
定するものとする。

1 損害賠償の額 113,850円

2 損害賠償の相手

令和6年7月19日処分

貝塚市長 酒 井 了

報告第 16 号

処分報告（損害賠償の額の決定）の件

次の事件は、市長の専決処分事項に関する条例第2条の規定に基づき、専決処分したものである
で、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年9月5日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

損害賠償の額の決定の件

令和6年5月10日、本市名越の府道において、本市職員が運転する公用車が、前方の停車中の自
動車を避けるため、右側の車線に移動しようとしたところ、当該車線を走行していた自動車の左後部
に接触し、その一部を損傷させた事故について、次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 68,000円

2 損害賠償の相手

令和6年6月14日処分

貝塚市長 酒 井 了

報告第 17 号

処分報告（令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 5 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 5 号）の件

令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 5 号）の件

令和 6 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 8 , 1 5 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 7 , 8 1 3 , 5 8 1 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 8 月 8 日処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		8,091,675	138,150	8,229,825
	2. 国庫補助金	1,725,563	138,150	1,863,713
歳 入 合 計		37,675,431	138,150	37,813,581

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		4,690,835	138,150	4,828,985
	2. 徴税費	807,478	138,150	945,628
歳	出	合	計	
		37,675,431	138,150	37,813,581

報告第 18 号

令和 5 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団決算報告の件
令和 5 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の決算を次のとおり報告する。
令和 6 年 9 月 5 日提出

貝塚市長 酒 井 了

一般財団法人貝塚市文化振興事業団
理事長 西 川 修 助 殿

令和 6 年 5 月 30 日

一般財団法人貝塚市文化振興事業団

監事 井 上 菊 信

監事 西 納 功

監査報告書

私たちは、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行に関して、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たちは、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料等の調査を行い、当該事業年度に係る事業報告書、また、貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書（以下、計算書類等という）について監査を行いました。

2 監査の結果

(1) 事業報告書の監査結果

- 一 事業報告書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類等は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和 5 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団収支決算

収入決算額合計	2 4 6, 9 0 1, 8 1 7 円
支出決算額合計	2 4 7, 0 8 2, 1 9 7 円
当期収支差額合計	△ 1 8 0, 3 8 0 円
前期繰越収支差額合計	1 0 6, 2 1 5, 1 0 6 円
次期繰越収支差額合計	1 0 6, 0 3 4, 7 2 6 円

令和5事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団収支計算書（総括表）
（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（単位：円）

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	内部取引 等消去	合 計	備 考
I 事業活動収支の部							
1. 事業活動収入							
①事業収入							
自主事業収入	8,458,293	0	0	0	0	8,458,293	入場料
使用料収入	27,295,704	0	0	2,907,790	0	30,203,494	ホール等利用料
友の会会費収入	358,000	0	0	0	0	358,000	
受取助成金収入	8,207,599	0	3,845,864	0	0	12,053,463	
業務受託収入	17,422,800	0	0	0	0	17,422,800	
受託事業収入	0	2,546,261	0	0	0	2,546,261	
施設管理受託事業収入	0	0	174,077,929	0	0	174,077,929	
事業収入計	61,742,396	2,546,261	177,923,793	2,907,790	0	245,120,240	
②雑収入							
雑収入	1,781,577	0	0	0	0	1,781,577	各種手数料
雑収入計	1,781,577	0	0	0	0	1,781,577	
事業活動収入合計	63,523,973	2,546,261	177,923,793	2,907,790	0	246,901,817	
2. 事業活動支出							
①事業費支出							
給料手当支出	0	0	21,448,806	0	0	21,448,806	
臨時雇賃金支出	8,360	0	0	0	0	8,360	アルバイト賃金
報酬支出	9,990,360	0	26,416,090	0	0	36,406,450	嘱託報酬
福利厚生費支出	164,977	0	8,716,073	0	0	8,881,050	社会保険料等
旅費交通費支出	188,760	0	12,620	0	0	201,380	出演者旅費等
通信運搬費支出	263,640	6,900	1,090,270	0	0	1,360,810	郵便料等
備品購入費支出	0	0	999,100	0	0	999,100	
消耗品費支出	17,035	20,447	1,887,901	0	0	1,925,383	
修繕費支出	0	0	7,998,829	0	0	7,998,829	舞台関係修繕料等
印刷製本費支出	1,178,702	308,848	0	0	0	1,487,550	ポスター・機関誌等
燃料費支出	0	0	52,292	0	0	52,292	ガソリン等
光熱水料費支出	0	0	37,910,247	0	0	37,910,247	電気・ガス料金等
租税公課支出	1,650,076	1,200	△ 709,200	0	0	942,076	印紙代・消費税等
負担金支出	23,000	0	5,400	0	0	28,400	
委託費支出	20,613,777	848,186	75,884,647	0	0	97,346,610	事業委託料等
業務運営費	17,423,000	0	0	0	0	17,423,000	
会議費支出	296,033	0	0	0	0	296,033	出演者・来客賄等
使用料支出	3,187,400	979,860	5,461,154	0	0	9,628,414	会館使用料等
手数料支出	290,051	106,920	59,290	0	0	456,261	制作手数料等
著作権料支出	210,592	0	0	0	0	210,592	著作権使用料
広告宣伝費支出	791,148	273,900	0	0	0	1,065,048	
事業費支出計	56,296,911	2,546,261	187,233,519	0	0	246,076,691	

(単位：円)

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	内部取引 等消去	合 計	備 考
②管理費支出							
会議費支出	0	0	0	2,332	0	2,332	
通信運搬費支出	0	0	0	1,764	0	1,764	
消耗品費支出	0	0	0	22,910	0	22,910	
保険料支出	0	0	0	378,400	0	378,400	
租税公課支出	0	0	0	273,600	0	273,600	消費税等
負担金支出	0	0	0	28,000	0	28,000	
手数料支出	0	0	0	5,500	0	5,500	
報償金支出	0	0	0	223,000	0	223,000	役員費用弁償
管理費支出計	0	0	0	935,506	0	935,506	
3. その他の事業活動支出							
①法人税、住民税及び事業税	70,000	0	0	0	0	70,000	
その他の事業活動支出計	70,000	0	0	0	0	70,000	
事業活動支出合計	56,366,911	2,546,261	187,233,519	935,506	0	247,082,197	
事業活動収支差額	7,157,062	0	△ 9,309,726	1,972,284	0	△ 180,380	
当期収支差額	7,157,062	0	△ 9,309,726	1,972,284	0	△ 180,380	
前期繰越収支差額	37,410,259	0	△ 12,345,310	81,150,157	0	106,215,106	
次期繰越収支差額	44,567,321	0	△ 21,655,036	83,122,441	0	106,034,726	

令和5事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団正味財産増減計算書（総括表）
（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（単位：円）

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 事業収益					
自主事業収益	8,458,293	0	0	0	8,458,293
使用料収益	27,295,704	0	0	2,907,790	30,203,494
友の会会費収益	358,000	0	0	0	358,000
受取助成金収益	8,207,599	0	3,845,864	0	12,053,463
業務受託収益	17,422,800	0	0	0	17,422,800
受託事業収益	0	2,546,261	0	0	2,546,261
施設管理受託事業収益	0	0	174,077,929	0	174,077,929
事業収益計	61,742,396	2,546,261	177,923,793	2,907,790	245,120,240
② 雑収益					
雑収益	1,781,577	0	0	0	1,781,577
雑収益計	1,781,577	0	0	0	1,781,577
経常収益計	63,523,973	2,546,261	177,923,793	2,907,790	246,901,817
(2) 経常費用					
① 事業費					
期首たな卸高	30,644	0	0	0	30,644
期末たな卸高（△）	△ 8,481	0	0	0	△ 8,481
給料手当	0	0	21,448,806	0	21,448,806
臨時雇賃金	8,360	0	0	0	8,360
報酬	9,990,360	0	26,416,090	0	36,406,450
福利厚生費	164,977	0	8,716,073	0	8,881,050
旅費交通費	188,760	0	12,620	0	201,380
通信運搬費	263,640	6,900	1,090,270	0	1,360,810
備品購入費	0	0	999,100	0	999,100
消耗品費	17,035	20,447	1,887,901	0	1,925,383
修繕費	0	0	7,998,829	0	7,998,829
印刷製本費	1,178,702	308,848	0	0	1,487,550
燃料費	0	0	52,292	0	52,292
光熱水料費	0	0	37,910,247	0	37,910,247
租税公課	1,650,076	1,200	△ 709,200	0	942,076
支払負担金	23,000	0	5,400	0	28,400
業務運営費	17,423,000	0	0	0	17,423,000
委託費	20,613,777	848,186	75,884,647	0	97,346,610
会議費	296,033	0	0	0	296,033
使用料及び賃借料	3,187,400	979,860	5,461,154	0	9,628,414
手数料	290,051	106,920	59,290	0	456,261
著作権料	210,592	0	0	0	210,592
広告宣伝費	791,148	273,900	0	0	1,065,048
事業費計	56,319,074	2,546,261	187,233,519	0	246,098,854

(単位：円)

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	合 計
②管理費					
会議費	0	0	0	2,332	2,332
通信運搬費	0	0	0	1,764	1,764
消耗品費	0	0	0	22,910	22,910
保険料	0	0	0	378,400	378,400
租税公課	0	0	0	273,600	273,600
支払負担金	0	0	0	28,000	28,000
手数料	0	0	0	5,500	5,500
報償金	0	0	0	223,000	223,000
管理費計	0	0	0	935,506	935,506
経常費用計	56,319,074	2,546,261	187,233,519	935,506	247,034,360
当期経常増減額	7,204,899	0	△ 9,309,726	1,972,284	△ 132,543
2. 経常外増減の部					
(1)経常外費用					
退職給付引当金繰入	0	0	0	3,333,854	3,333,854
経常外費用計	0	0	0	3,333,854	3,333,854
当期経常外増減額	0	0	0	△ 3,333,854	△ 3,333,854
税引前当期一般正味財産増減額	7,204,899	0	△ 9,309,726	△ 1,361,570	△ 3,466,397
法人税、住民税及び事業税等	70,000	0	0	0	70,000
当期一般正味財産増減額	7,134,899	0	△ 9,309,726	△ 1,361,570	△ 3,536,397
一般正味財産期首残高	62,440,903	0	△ 37,345,310	98,366,122	123,461,715
一般正味財産期末残高	69,575,802	0	△ 46,655,036	97,004,552	119,925,318
II 正味財産期末残高	69,575,802	0	△ 46,655,036	97,004,552	119,925,318

令和5事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団貸借対照表（総括表）
（令和6年3月31日現在）

（単位：円）

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	内部取引 等消去	合 計
I 資産の部						
1. 流動資産						
現金預金	47,335,926	389,687	4,037,610	83,390,447	0	135,153,670
売掛金	7,000	0	0	0	0	7,000
未収金	285,783	0	0	0	0	285,783
未収還付法人税等	133	0	0	0	0	133
たな卸資産	8,481	0	0	0	0	8,481
事業短期貸付金	317,368	0	0	0	△ 317,368	0
流動資産合計	47,954,691	389,687	4,037,610	83,390,447	△ 317,368	135,455,067
2. 固定資産						
(1) 基本財産						
基本財産積立預金	0	0	0	50,000,000	0	50,000,000
基本財産合計	0	0	0	50,000,000	0	50,000,000
(2) その他固定資産						
電話加入権	0	0	0	749,840	0	749,840
事業長期貸付金	35,000,000	0	0	0	△ 35,000,000	0
その他固定資産合計	35,000,000	0	0	749,840	△ 35,000,000	749,840
固定資産合計	35,000,000	0	0	50,749,840	△ 35,000,000	50,749,840
資産合計	82,954,691	389,687	4,037,610	134,140,287	△ 35,317,368	186,204,907
II 負債の部						
1. 流動負債						
未払金	4,568,288	72,319	16,457,446	4,406	0	21,102,459
未払法人税等	70,000	0	0	0	0	70,000
未払消費税等	1,276,200	0	△ 764,800	263,600	0	775,000
前受金	4,078,960	0	0	0	0	4,078,960
預り金	3,385,441	0	0	0	0	3,385,441
事業短期借入金	0	317,368	0	0	△ 317,368	0
流動負債合計	13,378,889	389,687	15,692,646	268,006	△ 317,368	29,411,860
2. 固定負債						
事業長期借入金	0	0	35,000,000	0	△ 35,000,000	0
退職給付引当金	0	0	0	36,867,729	0	36,867,729
固定負債合計	0	0	35,000,000	36,867,729	△ 35,000,000	36,867,729
負債合計	13,378,889	389,687	50,692,646	37,135,735	△ 35,317,368	66,279,589
III 正味財産の部						
1. 一般正味財産	69,575,802	0	△ 46,655,036	97,004,552	0	119,925,318
正味財産合計	69,575,802	0	△ 46,655,036	97,004,552	0	119,925,318
負債及び正味財産合計	82,954,691	389,687	4,037,610	134,140,287	△ 35,317,368	186,204,907

報告第 19 号

令和 6 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画変更報告の件

令和 6 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の事業の計画変更を次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

貝塚市長 酒 井 了

令和 6 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団補正予算（第 1 回）

令和 6 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（収入支出予算の補正）

- 1 前期繰越収支差額及び次期繰越収支差額に、それぞれ△180 千円を追加し、当期収支差額 0 円、前期繰越収支差額 106, 035 千円並びに次期繰越収支差額 106, 035 千円とする。
- 2 収入支出予算の補正にかかる科目ごとの金額及び補正後の収入支出予算の金額は、次による。

（単位：千円）

大 科 目	予 算 額	補 正 予 算 額	計
当 期 収 入 合 計	248, 225	0	248, 225
当 期 支 出 合 計	248, 225	0	248, 225
当 期 収 支 差 額	0	0	0
前 期 繰 越 収 支 差 額	106, 215	△180	106, 035
次 期 繰 越 収 支 差 額	106, 215	△180	106, 035

議案第 56 号

貝塚市景観条例制定の件

貝塚市景観条例を次のように制定するものとする。

令和6年9月5日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市景観条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 景観計画（第8条—第11条）

第3章 行為の規制等（第12条—第21条）

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第22条—第25条）

第5章 景観協定（第26条）

第6章 景観審議会（第27条・第28条）

第7章 雑則（第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における良好な景観の形成に関し基本となる事項を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、本市が持つ特性と地域資源を活かし、市民が愛着や誇りを感じることでできる景観を形成することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 前項に規定するもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物並びに屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件以外のもので、規則で定めるものをいう。

（2） 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している者又は市内に土地、建築物等を所有し、若しくは管理している者をいう。

（3） 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成を図るため、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を策定し、これを実施するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市は、道路、河川、公園その他の市が設置する公共施設を整備するに当たっては、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、良好な景観の形成に関する理解を深めるとともに、自らが景観を形成する主体であることを認識し、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に努めなければならない。

2 事業者は、市民と相互に協力し、地域における良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、良好な景観の形成に関する理解を深めるとともに、自らが景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成のために積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(国等に対する協力要請)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体その他関係団体に対し、良好な景観の形成の促進について協力を要請するものとする。

(普及及び啓発)

第7条 市長は、市民及び事業者の景観に関する意識の高揚及び知識の普及を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

第2章 景観計画

(景観計画の策定等)

第8条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、景観計画の策定又は変更をしようとするときは、あらかじめ、第27条第1項に規定する貝塚市景観審議会（同項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(景観重点地区の指定)

第9条 市長は、景観計画の区域内において、当該地区の特性を活かした良好な景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区を景観重点地区として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により景観重点地区を指定するときは、併せて当該景観重点地区ごとに良好な景観の形成に関する方針その他必要な事項を景観計画に定めるものとする。

(計画提案をすることができる団体)

第10条 法第11条第2項の条例で定める団体は、景観計画の策定又は変更を提案しようとする土地の区域の市民又は事業者と協働し、当該提案に係る土地の区域の良好な景観の形成を図ることを目的として活動を行っている団体（法人格を有していない団体にあつては、代表者の定めのある規約等を有しているものに限る。）とする。

(計画提案に対する判断の手續)

第11条 市長は、法第12条の規定により、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断するに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 行為の規制等

(景観計画の遵守)

第12条 景観計画の区域内において、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要する行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するように努めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で景観計画に定められた行為の制限に関する事項の適用の一部を除外することができる。

(事前協議)

第13条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者又は同条第5項の規定により通知しようとする国の機関若しくは他の地方公共団体は、あらかじめ、当該届出又は通知の内容について、市長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議をした者は、その協議内容に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

(届出等を要しない行為)

第14条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、規則で定める規模に係る行為

(2) 法第16条第1項第3号に掲げる行為のうち、規則で定める規模に係る行為

(3) 他の法令又は条例に基づく許可、届出等を要する建築物の建築等及び工作物の建設等であつて、規則で定めるもの

(4) 次に掲げる変更に係る行為

ア 法第16条第3項の規定による勧告に基づく変更

イ 法第17条第1項又は第5項の規定による命令に基づく変更

ウ 第17条の助言又は指導に基づく変更

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

(行為の届出等)

第15条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出及び同条第5項後段の規定による通知は、規則で定めるところにより行うものとする。

2 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、平面図、断面図その他の規則で定める図書とする。

(変更、中止又は完了の届出等)

第16条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を中止し、又は完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。

(助言及び指導)

第17条 市長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者及び同条第5項の規定による通知をした者に対し、当該届出又は通知に係る行為に関し必要な助言又は指導をすることができる。この場合において、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(勧告の手続)

第18条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第19条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わず、かつ、当該勧告に係る行為が周辺の良い景観の形成に著しく支障を及ぼすと認めるときは、規則で定めるところにより、当該勧告に従わない者の氏名及び住所（当該勧告に従わない者が法人その他の団体である場合にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その理由を通知し、その者が意見を述べ、及び証拠を提示する機会を与えなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(特定届出対象行為)

第20条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する全ての行為とする。

(変更命令等の手続)

第21条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続)

第22条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定し、又は法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の原状回復命令等の手続)

第23条 市長は、法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は法第26条若しくは法第34条の規定による命令若しくは勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第24条 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として、当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第25条 法第33条第2項の規定により定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、^{せんてい}剪定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

第5章 景観協定

(景観協定の認可等の手続)

第26条 市長は、法第81条第4項、第84条第1項、第88条第1項又は第90条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第6章 景観審議会

(景観審議会の設置)

第27条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として貝塚市景観審議会を置く。

2 審議会は、この条例によりその権限に属させられた事項その他景観の形成に関する重要事項についての調査審議を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(景観アドバイザー部会の設置)

第28条 国、地方公共団体、市民及び事業者が行う良好な景観の形成に向けた取組について、技術的及び専門的な助言を得るため、審議会に貝塚市景観アドバイザー部会（次項において「部会」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、部会の組織、運営その他部会に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年11月1日から施行する。

(景観計画に関する経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から市の景観計画の効力が生ずる日の前日までの間（第4項において「移行期間」という。）は、大阪府景観計画（平成24年大阪府告示第614号）を市の景観計画とみなして、第3章の規定を適用する。

(行為の規制等に関する経過措置)

3 施行日の前日までに、大阪府景観条例（平成10年大阪府条例第44号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為であって、施行日以後において市が処理することとなる事務に係るものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 移行期間における第14条の規定の適用については、同条中「次に掲げる行為」とあるのは、「大阪府景観条例（平成10年大阪府条例第44号）第12条各号に掲げる行為」とする。

(附属機関に関する条例の一部改正)

5 附属機関に関する条例（昭和31年貝塚市条例第322号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部貝塚市景観審議会の項を削る。

(附属機関に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行の際に前項の規定による改正前の附属機関に関する条例第2条の規定により置かれている貝塚市景観審議会は、第27条の規定により置かれる審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

議案第 57 号

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年9月5日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

貝塚市国民健康保険条例（昭和35年貝塚市条例第413号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「6月以内の期限」を「6月以内（納付義務者が一時的にその資力を活用できない状態にある場合であって、急患等として保険医療機関の診療又は保険薬局の調剤を受けたときは、資力の活用が可能となるまでの期間として1年以内）の期間」に改める。

第27条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第24条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 58 号

貝塚市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年9月5日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

貝塚市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例（平成27年貝塚市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（地域包括支援センターの人員等に関する基準）

第2条 法第115条の46第5項の条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66に定めるところによる。

（暴力団の排除）

第3条 地域包括支援センターの設置者及び職員は、貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 59 号

保健・福祉合同庁舎外壁・屋上防水改修工事の工事請負契約を締結する件

保健・福祉合同庁舎外壁・屋上防水改修工事の工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和6年9月5日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

- | | | |
|---|-------|-------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 保健・福祉合同庁舎外壁・屋上防水改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 194,749,500円 |
| 4 | 契約の相手 | 貝塚市窪田210
大弥建設株式会社
代表取締役 小松 孝行 |

議案第 60 号

市道三ツ松白地線（三ツ松大橋）橋梁補強補修工事の工事請負契約を締結する件
市道三ツ松白地線（三ツ松大橋）橋梁補強補修工事の工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和 6 年 9 月 5 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 契約の目的 | 市道三ツ松白地線（三ツ松大橋）橋梁補強補修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 146,608,000円 |
| 4 | 契約の相手 | 岸和田市包近町 709
ダイワ工業株式会社
代表取締役 和田 陽司 |

議案第 61 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について議決を求める件
大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更することに関し、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、関係市町村と協議することについて、同法第 291 条の 11 の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

貝塚市長 酒 井 了

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 17 日大阪府指令市第 3205 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第 2 の備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

議案第 62 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について議決を求める件

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関し、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係市町村と協議することについて、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

貝塚市長 酒 井 了

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成 22 年 11 月 2 日大阪府指令市第 2654 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 中「藤井寺市」を「岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 63 号

令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 6 号）の件

令和 6 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 4 , 7 6 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8 , 0 2 8 , 3 4 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 5 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		8, 229, 825	6, 746	8, 236, 571
	2. 国庫補助金	1, 863, 713	6, 746	1, 870, 459
17. 寄附金		710, 467	13, 865	724, 332
	1. 寄附金	710, 467	13, 865	724, 332
18. 繰入金		2, 480, 845	13, 000	2, 493, 845
	2. 基金繰入金	2, 439, 043	13, 000	2, 452, 043
19. 繰越金		100	120, 050	120, 150
	1. 繰越金	100	120, 050	120, 150
21. 市債		1, 287, 078	61, 100	1, 348, 178
	1. 市債	1, 287, 078	61, 100	1, 348, 178
歳 入 合 計		37, 813, 581	214, 761	38, 028, 342

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		4,828,985	50,217	4,879,202
	1. 総務管理費	3,590,781	50,217	3,640,998
3. 民生費		18,546,377	12,434	18,558,811
	1. 社会福祉費	7,671,039	3,932	7,674,971
	2. 児童福祉費	7,630,686	8,502	7,639,188
4. 衛生費		3,482,856	26,830	3,509,686
	3. 病院費	910,592	26,830	937,422
8. 土木費		3,224,660	2,035	3,226,695
	2. 道路橋梁費	790,128	0	790,128
	5. 都市計画費	1,920,095	2,035	1,922,130
	6. 住宅費	320,021	0	320,021
9. 消防費		1,221,102	0	1,221,102
	1. 消防費	1,221,102	0	1,221,102
10. 教育費		2,908,066	1,245	2,909,311
	2. 小学校費	858,977	0	858,977
	5. 社会教育費	670,565	1,245	671,810
12. 諸支出金		7,854	122,000	129,854
	3. 財政調整基金	0	122,000	122,000
歳 出 合 計		37,813,581	214,761	38,028,342

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
8. 土木費	5. 都市計画費	南海二色浜駅総合改善事業	100, 153

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後								
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他	
ひと・ふれあい センター施設整備事業	千円 31,200	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政 府	年以内 25	年以内 5	年賦又は 半年賦・ 元利均等 又は元金 均等若し くは満期 一括償還	左記の条件の範囲 内において借入先 に融通条件がある 場合その条件に従 うことができる。 ただし、財政の都 合により償還期限 及び据置期間を短 縮し又は繰上償還 若しくは低利に借 り換えることがで きる。	証券発行の場合 において発行価 格が額面金額を 下回るときは、 それぞれの発行 価格差減額を埋 めるために必要 な金額をそれぞ れの限度額に加 算した金額を限 度額とする。	千円 40,700	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左
道路橋梁等新設 改良事業	394,800			その他	20	5				437,800				同左	同左			
公園緑地 整備事業	32,800				25	3				34,900				同左	同左			
公営住宅 建設事業	52,000				25	5				58,000				同左	同左			
公共施設等 除却償	20,700				10	0				21,200				同左	同左			
起債合計	1,287,078									1,348,178								

議案第 64 号

令和 6 年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件

令和 6 年度貝塚市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20, 163 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 142, 973 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 5 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		1,430,119	2,198	1,432,317
	1. 一般会計繰入金	1,261,989	2,198	1,264,187
7. 繰越金		3,100	17,965	21,065
	1. 繰越金	3,100	17,965	21,065
歳入	合 計	8,122,810	20,163	8,142,973

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		168,397	2,198	170,595
	3. 介護認定審査会費	94,951	2,198	97,149
4. 基金積立金		100	3,224	3,324
	1. 基金積立金	100	3,224	3,324
6. 諸支出金		40,100	14,741	54,841
	1. 償還金及び還付加算金	3,100	14,741	17,841
歳 出 合 計		8,122,810	20,163	8,142,973

議案第 65 号

令和 6 年度貝塚市病院事業会計補正予算（第 2 号）の件

第 1 条 令和 6 年度貝塚市病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度貝塚市病院事業会計予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収		入	
第 1 款 資本的収入	922,543 千円	13,000 千円	935,543 千円
第 3 項 他会計補助金	0 千円	13,000 千円	13,000 千円
支		出	
第 1 款 資本的支出	1,298,646 千円	13,000 千円	1,311,646 千円
第 1 項 建設改良費	518,269 千円	13,000 千円	531,269 千円

令和 6 年 9 月 5 日提出

貝塚市長 酒 井 了

認定第 1 号

令和 5 年度貝塚市一般会計及び特別会計決算認定の件

令和 5 年度貝塚市一般会計及び特別会計決算について、地方自治法第 96 条第 1 項第 3 号及び第 233 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 5 年度貝塚市歳入歳出決算書
 - (1) 一般会計
 - (2) 国民健康保険事業特別会計
 - (3) 財産区特別会計
 - (4) 介護保険事業特別会計
 - (5) 後期高齢者医療事業特別会計
 2. 令和 5 年度貝塚市歳入歳出決算に関する説明資料
 - (1) 主要施策の成果説明書
 - (2) 歳入歳出決算事項別明細書
 - (3) 実質収支に関する調書
 - (4) 財産に関する調書
 - (5) 基金運用状況調
 3. 令和 5 年度貝塚市一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況審査意見書 (別 冊)
-

認定第 2 号

令和 5 年度貝塚市水道事業会計決算認定の件

令和 5 年度貝塚市水道事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 5 年度貝塚市水道事業会計決算書
2. 令和 5 年度貝塚市水道事業会計決算に関する説明資料
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収益費用明細書
 - (3) 固定資産明細書
 - (4) 企業債明細書
3. 令和 5 年度貝塚市公営企業会計決算審査意見書 (別 冊)

認定第 3 号

令和 5 年度貝塚市下水道事業会計決算認定の件

令和 5 年度貝塚市下水道事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 5 年度貝塚市下水道事業会計決算書
 2. 令和 5 年度貝塚市下水道事業会計決算に関する説明資料
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収益費用明細書
 - (3) 固定資産明細書
 - (4) 企業債明細書
 3. 令和 5 年度貝塚市公営企業会計決算審査意見書 (別 冊)
-

認定第 4 号

令和 5 年度貝塚市病院事業会計決算認定の件

令和 5 年度貝塚市病院事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 5 年度貝塚市病院事業会計決算書
2. 令和 5 年度貝塚市病院事業会計決算に関する説明資料
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収益費用明細書
 - (3) 固定資産明細書
 - (4) 企業債明細書
3. 令和 5 年度貝塚市公営企業会計決算審査意見書 (別 冊)